

県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 中平 均

- 1 日時
平成29年1月11日（水曜日）
午前10時0分開会、午前11時37分散会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
中平均委員長、佐藤ケイ子副委員長、軽石義則委員、柳村岩見委員、神崎浩之委員、
佐々木宣和委員、工藤勝博委員、小野寺好委員、白澤勉委員
- 4 欠席委員
田村誠委員
- 5 事務局職員
上野担当書記、中村担当書記、嵯峨併任書記、及川併任書記
- 6 説明のため出席した者
県土整備部
及川県土整備部長、中野技監兼道路都市担当技監、
平野副部長兼県土整備企画室長、八重樫河川港湾担当技監、
小原県土整備企画室企画課長、小上県土整備企画室用地課長、
菊池建設技術振興課総括課長、大久保建設技術振興課技術企画指導課長、
遠藤道路建設課総括課長、千葉道路環境課総括課長、高橋河川課総括課長、
佐野河川課河川開発課長、檜山砂防災害課総括課長、千葉都市計画課総括課長、
和村都市計画課まちづくり課長、幸野下水環境課総括課長、
廣瀬建築住宅課総括課長、辻村建築住宅課住宅課長、谷藤建築住宅課営繕課長、
佐々木港湾課総括課長、箱石空港課総括課長
- 7 一般傍聴者
1名
- 8 会議に付した事件
 - (1) 継続調査（県土整備部関係）
台風10号による災害への対応状況について
 - (2) その他
委員会調査について
- 9 議事の内容
○中平均委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。田村誠委員は、議長公

務のため欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

これより台風第10号による災害への対応状況について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○高橋河川課総括課長 台風第10号による災害への対応状況について、今回は河川課より河川改修の取り組み状況について御説明します。説明は、被災の状況、治水対策の基本方針、これまでの取り組み状況、各事業の内容、今後の工程の順序で御説明します。

1 ページをごらんください。被災状況について御説明いたします。今回の台風に伴います降雨及び河川の水位上昇の特徴ですが、上流部の山間部で大雨が降り、それが下流部に到達したところ、下流域を含む広い範囲で猛烈な豪雨が発生しました。また、流域における地質は北上高地の岩盤で、数日前からの降雨による山の保水力の低下も相まって、降った雨が一気に流出したところです。これらの条件が重なり水位が急激に上昇し、沿川の家屋や事業所等で多くの浸水被害が発生し、当課の調査におきましては、川からの浸水被害戸数は県全体で約2,250戸にも達し、大規模な災害となったところです。

右のグラフは、岩泉町小本川の例ですが、上流域の種倉で8月30日の15時ごろにピークである30ミリメートルの時間雨量を記録し、その3時間後の18時に岩泉雨量観測所で時間雨量66ミリメートルの豪雨が記録されております。これらの豪雨により、赤鹿水位観測所では20時に最大水位6.61メートルを記録したところですが、17時から20時までの3時間で4.2メートルの急激な水位上昇が観測されたところです。

2 ページ目をごらんください。今回の浸水被害の特徴としましては、橋梁に上流からの流木が埋塞することにより流れが堰上げし、周辺で浸水被害が拡大したことが挙げられます。これにより川沿いの多くの家屋や事業所等が浸水被害を受けたところです。これらの流木の特徴としましては、根がついたものが多く確認されており、主に上流の立ち木が洪水により洗掘され、流されてきたものと考えられております。

また、洪水により上流から大量の土砂が流れ下り、流れが遅くなったことで堆積し、川の流下断面が減少した区間も多数あり、今後の洪水浸水被害が懸念されているところです。

3 ページ目をごらんください。これまで御説明した今回の台風による被害状況を踏まえ、県で行う治水対策の基本方針を御説明します。まず、今回の洪水規模に対し、家屋や事業所の再度浸水被害防止を図ることとしております。今回は、治水対策として河川改修によることとしておりますが、その手法としては、左側の略図に掲載してありますとおり、主に河道掘削、築堤、輪中堤によることとしております。右側の写真は、それぞれの事例を掲載してあります。

4 ページ目をごらんください。今回の台風被害の特徴の一つである流木の埋塞の対策ですが、一つの手法として流木捕捉工の検討を行っているところです。左側の図面で御説明

しますと、山間部において川がカーブし、川幅に余裕のある箇所を上流から流木を流れ込ませ、下流部へ木が流れにくくなるという計画です。現在試験的に適用が可能な小本川において検討しております。

また、橋梁につきましても、今回の河道拡幅によりかけかえが必要となる橋梁につきましては、河川の計画流量に応じた所定の橋脚間隔や桁下空間を確保することにより、流木が埋塞しにくくすることとしております。

次に、まちづくりとの調整ですが、小本川や安家川の河川改修事業により川幅を広げる必要がある地区におきましては、家屋移転をお願いすることとなります。その際には、沿川で生活されている地域住民の皆様方の御意見をいただきながら、集落の維持が図られるよう、集団移転候補地の検討など、岩泉町と密接に連携しながら取り組む方針としております。

5 ページ目をごらんください。8月30日の発災から12月末までの取り組み状況について御説明申し上げます。堤防や河岸決壊箇所におきましては、次の洪水に備え、大型土のう積工等の応急対策を9月中旬に17河川23カ所で実施中で、完了は資料の訂正をお願いいたします。14河川19カ所で完了しております。

また、県内各地の河川で、9月より埋塞した流木の撤去、堆積土砂の撤去を実施しているところです。久慈市内で越水し、広範囲に浸水した久慈川におきましては、9月県議会補正予算による県単治水施設整備事業で河道掘削、立ち木伐採を11月より、延長約2キロメートル区間で対応を行っているところです。また、事業導入に伴う住民説明会は、岩泉町を初め各地で実施しており、今後も順次説明会を実施してまいります。

災害関連事業等の改良復旧に係る災害査定は、安家川、刈屋川、小鳥瀬川、上流の小本川の4河川において、11月から12月にかけて実施されたところです。このうち安家川につきましては、災害関連事業として、事業費約5億3,000万円が確定したところです。その他の河川におきましても、現在国で事業費の確定作業中であり、1月中には確定する見込みとなっております。

12月9日に事業導入が決定した河川は、小本川下流、安家川、長沢川、大槌川の4河川で、事業名及び事業費は記載のとおりでございます。なお、小本川、安家川におきましては、後ほども御説明しますが、二つの事業を上下流で導入することとしているものです。

6 ページ目をごらんください。続きまして、各事業の内容について御説明申し上げます。まず、河川改修事業について御説明申し上げます。久慈川についてですが、河川による浸水被害戸数は約930戸となっております。事業は、久慈市街地の湊橋下流域から大成橋上流域までの約4.5キロメートルにおいて、県単の治水施設整備事業を導入し、期間は発災から3年を予定しております。事業内容は、河道掘削を行い、流下能力をアップさせるとともに、流木対策のため橋梁部における桁下空間の確保を行うこととしております。また、堤防がない区間におきましても、築堤を計画することとしております。現在詳細の改修計画を策定しながら、河道掘削を一部着手しているところです。

次に、安家川についてですが、浸水戸数は約110戸となっております。安家ほたる橋下流から安家橋上流までの全体2.7キロメートルのうち、上流0.5キロメートルについては河川等災害関連事業、その下流2.2キロメートルについては、河川災害復旧等関連緊急事業を導入することとしており、事業期間は発災から4年を予定しております。事業内容は、河道の幅が現在20メートルから30メートルのところを、おおむね50メートルに拡幅し、一部築堤を行う計画としております。河道の拡幅により、移転家屋数は約50戸を見込んでおります。また、4橋のかけかえを計画しているところです。

7ページ目をごらんください。次に、小本川ですが、浸水戸数は約840戸となっております。県管理区間の全体48.6キロメートルのうち、岩泉町の中心市街地を境に、上流24.5キロメートルにつきましては河川等災害復旧助成事業、下流24.1キロメートルにつきましては河川激甚災害対策特別緊急事業を導入することとしており、事業期間は発災から5年を予定しております。事業内容は、上流部におきましては主に河道拡幅と連続堤による改修を行うこととしており、下流におきましては輪中堤の手法を採用し、早期の効果発現を行うこととしております。移転家屋数は、全体で約50戸を見込んでおります。また、現在岩泉町と調整中ですが、6橋の橋のかけかえを見込んでいます。

次に、宮古市刈屋川ですが、浸水戸数は約70戸となっております。国道茂市橋から繁の木橋までの全体1.57キロメートルにおいて、河川等災害関連事業を導入することとしており、事業期間は発災から3年を予定しております。事業内容は、河道の拡幅と一部築堤を行う計画としております。

8ページ目をごらんください。宮古市長沢川ですが、浸水戸数は約130戸となっております。閉伊川合流箇所から、鱒沢橋上流までの全体3.8キロメートルにおいて、災害対策等緊急事業推進費を導入することとしており、事業期間は発災から3年を予定しております。事業内容は、河道掘削と一部築堤を行う計画としております。

次に、遠野市小鳥瀬川ですが、浸水戸数は26戸となっております。大檜橋下流から西内上の橋上流までの全体6.7キロメートルにおいて、河川等災害復旧助成事業を導入することとしており、事業期間は発災から4年を予定しております。事業内容は、河道掘削と一部築堤を行う計画としております。

大槌川ですが、浸水戸数は30戸となっております。国道大石橋上流から大柁橋下流までの全体1.1キロメートルにおいて、災害対策等緊急事業推進費を導入することとしており、事業期間は発災から3年を予定しております。事業内容は、河道掘削と連続堤を行う計画としております。

9ページ目をごらんください。その他の浸水被害のあった河川における対策についてですが、今回台風による洪水により17河川27カ所で浸水被害が発生したところです。これらにつきましても、9月県議会補正予算による治水施設整備事業で、河道掘削や築堤により、再度の浸水被害防止を図ることとしております。

また、県管理河川全体の対策として、堆積土砂の除去と支障木伐採の年次計画の見直し

を平成29年5月まで実施し、計画的な維持管理を実施するほか、立ち木調査を実施し、計画的に対応することとしております。

10ページ目をごらんください。トピックとしてその他の取り組み事例を紹介いたします。岩泉町で実施されているまき割りプロジェクトがありますが、県においても流木や支障木のうち、まきとして利用可能なものは町有地等に仮置きし、町を通して希望者へ提供することとし、12月から取り組みを実施しているところです。

また、堆積土対策として、住田町の気仙川で行われている事例ですが、河道掘削が必要となる時期を明確にするため、土砂堆積状況を定量的に把握できるような目印を護岸等に設置する取り組みを行っております。このような効果的、効率的な河道掘削を行うための取り組みにつきましては、ほかの河川でも導入を図っていきたいと考えております。

11ページ目をごらんください。最後に、今後の工程について御説明します。まず、当面の対応についてですが、今月中に小本川、小烏瀬川、刈屋川における河川等災害関連事業費の最終決定が見込まれているところです。また、事業導入が決定した河川におきましては、1月から3月までの年度内に、随時現地の詳細測量に着手することとしております。並行して詳細設計に着手していきます。

詳細設計の内容につきましては、住民説明会を実施し、地域の方々の意見をお聞きすることとしており、詳細設計が固まりましたら用地測量に着手することとしております。用地補償の手續が完了してからの工事着手となりますが、工事範囲が既に公共の土地である区間は、今年度中に河道掘削等に着手したいと考えております。おおむね5年間においては、記載のとおり工程となっております。以上で説明を終わります。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はございませんか。

○柳村岩見委員 きょうは、台風第10号被害への対応状況についての調査でありますけれども、経験上体験した集中豪雨、河川氾濫という経過の被災を振り返ってみると、川に中州ができる、中州が拡大していく、いわゆる河川管理の取り組みの部分、日ごろの対応ということが課題になって、あれがちゃんとしていたらあのくらいの被害にならなかったでしょうという話が被災を受けてからたくさんあるわけです。

そこで、総論ですけれども、道路維持管理という考え方があって、道路ごとに業者を指定して、作業別単価を決めて、随時道路維持管理をしていくというのが一つあります。河川管理だって同じでしょうと、こう思うわけです。同じように管理していないのですかと皆さんにお尋ねすると、やっていないわけではありませんと。それなら、県管理のあそこの川の、あの部分はどこが業者が指定されて河川維持管理をされていますかというところまでは実際になっていないと思うのですが、その辺の状況を伺います。

市町村長方から要望をもらったとき、道路維持管理と同じように河川維持管理という日ごろの取り組みということの制度化を要望されたのです。それは予算が幾らであるとかということよりも、長年にわたり河川の維持管理が行われていくことをつくり出していくという意味だと思うのですが、その辺の感覚です。道路管理というのはこうで、河川管理は

そこまで実際いつているか、いつていないか、私はいつていないと思うのだけれども、そこら辺の実感。台風第10号によって被災をする、よってこういう対策をする。それはそのとおりですけれども、普段から河川管理をやっていたら復旧にこんなにお金がかからないで済むのではないですか。そこを整理するとどういうふうになりますか。

○高橋河川課総括課長 道路維持管理と河川維持管理の違いという1点と、普段から維持管理していれば、今回のような台風に対して、もう少し被害を少なくできたのではないかという検証はどうだったのかという点についてお答えします

まず1点目、河川維持管理につきましても、1年間を通じて地元の業者に維持管理の委託をしております。ところが、洪水が発生したりすると、どこで土砂がたまったり、木が引っかかったりということがわからないので、台風が通過した後に、土砂撤去、流木撤去とかを行っているのが実態です。我々も実際にできるところからということで、例えばこの木は次の洪水のとき倒れそうだというようなところは、事前に維持管理の一環で切ったり、撤去したりしております。ただ、それが追いついていないのが実態です。まず、河川が長く広範囲だということが一つの理由かと思っております。河川についても1年を通じて維持管理は行っています。それにプラスして、県単独事業で河道掘削とか、あと立ち木の処理を維持修繕費で対応しているところです。

道路と比較してどうなのかとなると、まだ検証したことがないのですけれども、今回の台風を受けての対応についてどうだったのかということはもう少し検証する必要があるかと思っております。

もう1点、普段から維持管理をすればという話ですが、立ち木伐採、堆積土砂対策について平成26年から平成31年度までの計画を立てておりました。それをもとにして順次、順序立てて対応していたところなのですけれども、今回の台風第10号で、どさっと土砂が来たことによって、その計画自体もまた見直さなければならないという事態が生じております。ことしの5月ごろまでに、各公所から維持管理についてどのような計画にするのかをまとめて、これから対応をしたいと考えております。

○柳村岩見委員 今の状況説明から、維持管理が追いつかないというのがポイントになると思います。予算的にも追いつかないということを手前に言っていかなければならない。維持管理の計画もあり、やろうと思っております、このようなルールでやっていきますと、しかし、追いつかないということをもっと声を大にして言っていと思う。

道路というのは、割合に目に見えやすいから、あの業者がああ看板の車を持って作業をしているということが意外とわかりやすい。ここはどこの会社が担当なのだと、つぶさにわかる。河川の中は、立ち木の向こうが川ですと言っても、なかなかのぞいて見られない。どこの会社の重機かわからない。制度がちゃんとあってもなかなか目に見えないというのが実感です。どうぞ維持管理が追いつかないということをもっと声を大にして言ってみてください。

○神崎浩之委員 先月も岩泉町から宮古市を通ってまいりましたけれども、応急復旧で何

とか頑張っている皆さんの努力も確認してまいりました。しかし、やっぱりまだまだだと思っております、今回の事業についても3年、4年とかかるようでございますので、一緒に取り組んでいきたいと思っております。

今回は、流木による被害についても説明していただきました。流木がどこから来ているのかということに非常に関心があり、例えば伐採した木が流れてきたのかと思っていたのですが、根がついた上流の立ち木だったということで、改めて岩手県が森林県であるということ、思ったところであります。

復旧について、6ページからのさまざまな事業、予算の中で対応しているということですが、例えば久慈川の治水施設整備事業であるとか、安家川の河川等災害関連事業、河川災害復旧関連緊急事業、さまざまな事業があるわけなのですけれども、どのような内容でこういう事業を充てているのかという、事業のメニューについて、おのおの具体的に教えていただきたいのです。久慈川であれば、治水施設整備事業、これについては対象の工事はこういうもので、それでこの事業を充てたのだと、これについては県の持ち出しがこれくらいだから、これを使っているのだとか、さまざまなメニューを使って、台風第10号の被害に対して皆様方が努力されていると思うのですけれども、これらのメニューの特徴と対象についてお伺いしたいと思います。

○高橋河川課総括課長　さまざまな事業のメニューに対する事業導入の仕方について御説明いたします。

治水施設整備事業というのは県の単独事業です。対象の工事内容としましては、川の流下能力をアップさせるために河道の掘削とか築堤を行う。県単独事業を導入するには国庫補助事業の導入ということを考えますけれども、今回は国庫補助事業の導入の採択基準に合わないということで、久慈川は治水施設整備事業を導入しております。

次に、安家川とかの河川等災害関連事業につきましては、これは災害復旧費と改良復旧費を合わせて事業を行うものでして、半分半分を合わせて進めるという事業になります。

そして、安家川の下流の河川災害復旧等関連緊急事業につきましては、これは先ほど申しました河川等災害関連事業で導入できないような事業を国庫補助事業で行う際、こういう事業を導入しております。

続きまして、小本川の河川等災害復旧助成事業というのは、先ほどの河川等災害関連事業と同じく、災害復旧費と改良復旧費を半分半分合わせて事業を行うのですけれども、改良復旧費の事業費が6億円以上ということが事業採択の要件になっておりますので、事業名が違うだけです。河川等災害関連事業も河川等災害復旧助成事業も内容としてはほぼ同じです。

そして、小本川の河川激甚災害対策特別緊急事業というのは、河川等災害復旧助成事業の採択要件に合致しないところの多数の家屋の浸水とかがありまして、その部分について河川激甚災害対策特別緊急事業という国庫補助事業を導入しているところです。

飛びまして8ページ目の長沢川の災害対策等緊急事業推進費というのは、これも国庫補

助事業ですけれども、河道掘削とか築堤を行うのですが、周りに浸水戸数が一定戸数あり、再度災害の防止ということで、導入しているところです。

大体一連の事業としては以上になります。

○**神崎浩之委員** なかなか一回ではわからないのですが、それは専門家の皆さんにお任せしていいと思っています。いずれ県単独事業というのが、一番最初に説明がありました治水施設整備事業と、それからまだあるのですけれども、これは国庫補助事業の採択基準に合わないということで、それは金額や戸数とかの関係なのかということと、それから県単独事業以外の国庫補助事業についての県の持ち出しというか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○**高橋河川課総括課長** まず、久慈川に治水施設整備事業を導入した経緯ですけれども、この区間は久慈市の市街地であったため、浸水被害の原因を調査するのに非常に手間取りました。まず、橋に木がひっかかって、そして脇に浸水があったり、具体的に言うとJRの橋にびっちり木がひっかかったりということで、浸水の被災原因を調査するのに非常に時間がかかりました。国庫補助事業を導入するためには約3カ月間という短期間で行わなければならないのですが、3カ月間で被災原因を調査することがなかなかできなかったため、今回は県単独事業の治水施設整備事業を導入しました。

それから、国庫補助事業の県の持ち出しですけれども、まず災害関連事業というのは、災害復旧費と改良復旧費を合わせて事業が成立しております。そのうちの災害復旧事業費は0.667、3分の2は国庫負担になります。そして、ほかの国庫補助事業は全部2分の1の国庫負担ということになります。

○**神崎浩之委員** 大変な負担もあるのですが、一気に各地で被害が発生したので、細かいことは佐々木委員が質問すると思いますけれども、災害査定にかかわる大変さ、それから予算がついても業者がいるのかという心配もしているところでもあります。

それから、河道掘削については、先ほど柳村委員の話もあるのですが、常日ごろから危ない河川があるわけでありまして。今回、県南の一関地方は台風の進路がぎりぎりそれでしたが、河道掘削は効果があるということで、12月に石井国土交通大臣に河道掘削の予算について恒久的に頼みますとお願いしてまいりました。今は全面的に台風第10号の復旧ということでもありますけれども、各出先の土木センターのほうにも目を光らせていただきたいと思っています。

それから、最後にこれは担当ではないのかもしれませんが、資料10ページに、まき割りプロジェクトについて書いてあります。テレビでもやっていました。ライフラインが復旧していないのだという話で、電気だとか、石油だとか、ガスではないわけですが。そこで、どこまで県土整備部のほうでかかわっていけるかなのですが、資料にあったものですかからお聞きします。これについての今後の支援というのは、県土整備部ではないかもしれませんが、すごく重要です。実際に県土整備部としてはどんな支援があるのか、あわせてお聞きしたいと思っています。

○高橋河川課総括課長 まき割りプロジェクトへの県の支援ですけれども、今は河川に流れ着いて、たまっている木とかがいっぱいあり、まだ残っているものがあります。それを使う方は、運ぶことが大変だと思いますので、プロジェクトの方とか、岩泉町とかからのぐらいに小割りすればいいのか意見を聞いて、マッチングさせて、まとまった土地、仮置き場に置くところまでやりたいと思っています。仮置き場も、使う方が使い勝手いように、どこに置けばいいのかというのを考えながら、協力しながら置くようにしたいと思います。川からその仮置き場まで小割りにして運ぶということについて支援できると考えております。

○佐々木宣和委員 まず、発災から今までのことで、本当に大変お世話になっているところでございまして、出先の岩泉土木センターの方々にも感謝しているところでございます。

まず、災害査定の状況というのを伺いたいのですけれども、前回の委員会のときに、全体で大体2,200件あってということ伺ったのですが、それが今どういう状況になっているのかというところを伺いたいと思います。

○檜山砂防災課総括課長 災害査定状況につきましては11月7日から今まで、延べ6週にわたって行ってございまして、年明けの今週も行ってございます。そういうことで、今のところ全体の7割程度の査定が終わってございまして、今の予定では1月中をめどに査定を完了したいという状況になっております。

○佐々木宣和委員 これからも大物の災害査定があると伺ってございまして、随時進めていただきたいと思います。災害査定が終わって、今度は発注のほうに移っていくというところで、先ほど御説明もいただきましたけれども、河川の12月9日の事業採択分が240億円ぐらいのかなりの大規模な工事ということで、特にも集中的に被害を受けているのは岩泉町でして、業者の確保等、発注しても震災のときのように入札不調みたいなことも想定されるのではないかと心配しております。その辺の取り組みに関して、どういったことを考えられているか伺います。

○大久保技術企画指導課長 台風第10号災害における建設業界のマンパワー不足についての御質問だと思いますけれども、東日本大震災津波の事業費のピークは昨年度になります。現在の建設業者の手持ち工事量については、ピーク時よりある程度落ちつきを取り戻していると捉えております。しかしながら、工事量が多い状況も続いておりますので、技術者や労働者、建設資材の確保などの課題があると考えております。

こうした中で台風第10号災害に取り組んでいくわけですけれども、東日本大震災津波において、施工確保を目的としまして復旧復興工事施工確保対策連絡調整会議を設置しまして、全庁及び出先機関で工事間の調整をしております。

今後の発注に当たりましては、幾つかの工事をまとめて大きなロットにして発注するとか、地域ごとに発注するとか、そういった発注の工夫と、先ほど申しました施工確保対策の諸制度の導入を積み上げて乗り切っていきたいと考えております。

以上の件につきましては、岩手県建設業協会との意見交換を今まで2回ほど実施してお

りまして、各支部の支部長の意見も踏まえて取り組んでいくことを確認しております。

○佐々木宣和委員 先ほどまとめて発注していくというような話もありましたけれども、災害査定が通って、この工事がちゃんと終わらなければと、すごく心配の声も聞こえますし、被災している地域でどんどん復旧が進んでいるのが見えると、住民も元気になっていくと思いますので、着実に取り組んでいただきたいと思います。

それから、県職員の被災地域への応援状況について伺います。人が足りないので、出先の土木センターに派遣するというか、応援職員として行ってもらうということについて、年度かわって4月からの要望を出されているようなのですが、岩泉土木センターなり県北広域振興局土木部、宮古土木センターでの職員不足というのはどう把握されているのかということをお伺いします。

○平野副部長兼県土整備企画室長 今回の台風第10号で土木職が、岩泉土木センター、県北広域振興局土木部、宮古土木センターにおいて、大変不足しているという状況が生じました。それに対しまして、年度の中途ということでございましたので、まずは内陸等からの業務支援という形で、実際に職員を送り込みました。規模からすれば28人量相当を発災から昨年の中まで、それぞれの各工種に割り当てて、実際に現地に行ってもらう。あるいは内陸の土木センターにしながら業務を請け負って実際に作業をするということで、28人量確保したところであり、今用地も含めてその体制を組んだところでありまして、3月までは内陸等からの業務支援ということで対応していきたいと思っております。

また、来年度以降、発注等が本格化してくるわけでありまして、それに対する備えをしておかなければならないということは、そのとおりでございます。今総務部とまさにそれについては協議をいたしておりまして、年度初めから欲しい人数ということをお話をしておりますけれども、ただ土木職に関して言えば、県の中から寄せ集めるにしても限界がございますので、それをどうするのか、そこら辺が今頭の痛い部分でございます。他県からの応援ということも考えておりますけれども、今東日本大震災津波でも派遣をいただいておりますので、追加というのも、これもなかなか難しかろうと。そうなれば今度は、最終的には民間といいますか、岩手県土木技術振興協会の活用とか、そういったことも含めながら、必要な人員を確保していかねばならないと考えております。

○佐々木宣和委員 東日本大震災津波の対応みたいに全国的に人に入ってもらうというのはかなり難しいと思っております。そうかといって県内33市町村から来てもらうといっても、今も震災対応していただいております、なかなか職員の確保というのは難しいと聞いております。けれども、仕事の量はすさまじいものがあるということで、人がいないと動いてこないで、そちらに関してもきちんと取り組んでいただきたいと思っております。

次、小本川水系のお話にまいりたいと思っております。計画で輪中堤の話が出て、県全体で見ればやっているところもあると。青森県でもやっているということでベーシックな形なのかと思うのですが、今まで住民説明会を開かれているかと思っておりますけれども、その住民の方々の反応といいますか、そういったものをお伺いいたします。

○高橋河川課総括課長 輪中堤に関する住民の反応につきましては、11月の終わりごろに、小本川の住民説明会を行って、この輪中堤のお話をさせていただきました。今委員からお話があったように、今までこういう輪中堤の計画はなかったので、どんな計画なのか疑問に思っている方がいらっしゃいました。どうしても不安だという方もいらっしゃいますので、これからも丁寧に説明したいと考えております。12月20日過ぎの説明会では、河川の改修計画自体については、おおむね住民の方は了解されたと聞いております。ただ、輪中堤については、もう少しきちんと丁寧な説明をしてほしいという声があったことは聞いております。

○佐々木宣和委員 被災してすぐ説明を受けて、安全だったらそっちがいい、それがいいとなるのは自然だと思います。私も委員になって間もないものですから、経験もなく、災害査定までのスピード感というのは物すごく早いなと思いました。これだけの計画をやる時に、住民も1回被害を受けて、被災している方が認識するのがその短い期間しかないというのは、将来的に見てどうなのかと。計画はすぐ進めていただきたいのですけれども、住民理解というものと、これだけの計画を進めるというのをうまく連動させていけるといいのだろうということを思っています、そこを聞かせていただければと思います。

それと、もう一つ、水位周知河川の話について、前回の議会でも一般質問で何名かの議員の方が取り上げられたかと思うのですけれども、小本川も水位周知河川認定に向けて動き出すというようなこともありました。具体的にどういう流れで認定に向かっていくのかお伺いします。

○高橋河川課総括課長 一つ目の住民理解について、河川改修に関する住民理解を得ながら事業計画を進めるということなのですけれども、説明会は12月末ごろに1回行っていきます。今後、かちっと詳細設計が決まるまで、全く住民説明会をやらないかというところではなく、定期的に住民の方々には、こんな感じで県としては進めているということを情報発信して、そして住民の方々から御意見いただきながら、もし計画に反映できるものがあれば、計画にも反映させながら計画を進めたいと考えております。今その取り組みを検討中です。例えば1カ月に1回とか2カ月に1回、定期的に地元の情報提供するような仕組みを考えております。

それと、もう一点、水位周知河川の指定なのですけれども、小本川の赤鹿のところを5月末までには指定したいと考えております。

○佐々木宣和委員 水位周知河川の話も、結局住民からすると、それで何なのというか、この川が氾濫したら危ない、ここまで来たら危ないというのをきっちり責任を持って行政が知らせるということだと思います。手間の問題もすごくあるというのは重々承知なのですけれども、どういうサービス、サービスという言い方はおかしいのかもしれませんが、水位周知河川に指定されて、こういう浸水エリアが予測されるマップができる、だからそれを想定して、逃げるときにはこう逃げるとか、その先のところまで考えた上で、スピード感を持ってやっていただきたいと思います。被災した直後が一番そういう意識が

高い時期だと思うので、アイドリングの時間が長くなればなるほど、もう忘れてしまうというのが常だと思うので、さまざま問題がありますけれども、なるべく早く取り組んでいただきたいと思っております。

○白澤勉委員 私のほうからも何点か。まず、これまでの台風第10号における対応、本当に御苦労さまでございます。

今回の治水対策、台風第10号に伴う対応ということで、先ほども3ページの基本方針に河道掘削、築堤等々いろいろな工法があります。また、私も以前、常任委員会で流木の捕捉工についてスリット構造とか、そういった部分をいろいろ県内の一関市のほうだったり、あるいは他県の事例とか、きちっと調査研究して対応すべきであろうということを質問させていただいた経緯もございます。

そういった中で、今回小本川で流木捕捉工の検討ということでありましたけれども、まずお聞きしたいのは、今回の流木捕捉工は小本川のこの1カ所のみでしょうか。

○高橋河川課総括課長 流木捕捉工の箇所は、今のところ、この小本川1カ所を予定しております。

○白澤勉委員 ちょうど設置位置が4ページに一部記載されておりますが、市街地から上流部のほうで検討されていると思います。またほかの河川の支流と合流する手前のところに計画されておりますが、安家川とか、久慈川のほうでも流木の量が相当程度出ているということで、災害査定の中でこれまでしか認められないとか、いろいろ限界があるとは思うのですけれども、全国に先駆けて、岩手から治水対策の提案をもっともっとしていいのではないかと思います。今回の台風第10号でも流木が邪魔をしている部分でいろいろな河川に被害が出ました。矢巾町での4年前の岩崎川の氾濫についても、流木が市街地のところで邪魔をして、被害を拡大させたということもあります。もう少し流木捕捉工の箇所について国にも働きかけながら、提案なり、取り組みを検討されるべきではないかと思えます。今回はこれで十分だとお考えなのか、お伺いいたします。

○高橋河川課総括課長 まずは小本川のこの1カ所でもってパイロット的な工事をやって、これで効果が発現するのであれば、ほかの川についても検討したいと考えております。

○白澤勉委員 あくまでもパイロット的な取り組みだということですね。その上で先ほどの資料でいいますところの9ページにも関連してまいります。今後の県管理河川全体の対策ということで、堆積土砂の除去であり、支障木の伐採の計画等々、これらもやりながら、取り組まれていくということによろしいでしょうか。

○高橋河川課総括課長 今委員おっしゃったとおり、流木がどこから出てくるのか、流木の発生源をまず解消すること、そして下流に流れてきたのを捕捉する、合わせわざで対応したいと考えております。

○白澤勉委員 9ページの資料の中の対策で、平成29年5月までに計画の見直しを進めていくとあります。平成29年5月といいましても、もう1月ですから、ここ数カ月の中で見直しされていくということですが、今の現状、そして今後どのような体制で取り組ん

でいくのか、市町村との連携も含め、どういうお考えなのか、状況をお聞かせ願います。

○高橋河川課総括課長 今委員からお話のあった資料9ページのその他、県管理河川全体の対策についてということで、平成29年5月までに計画的な維持管理を実施、年次計画を見直しするということですが、盛んに今調査をしております。そして、流木とか堆積土砂の除去も、並行して進めているところです。参考までに、進捗状況は、流木の撤去と土砂の撤去で約5割ぐらい進んでいるところです。

それから、市町村との連携等ということなのですが、特に今立ち木処理につきましては、先ほど岩泉町の話をしたように、例えば岩泉町で空き地があると、そこに仮置きさせてもらったり、あとは地元の方々に公募で立ち木を売り払うというようなスキームもできればと考えております。市町村とは、立ち木や土砂を運んだりという部分で連携をしたいと考えています。

○白澤勉委員 本当にこの岩手県では中山間地域もあり、いろいろと管理すべき河川も多いものと承知しております。そういった中で、5月までにこういった計画を見直しながらの維持管理、そして今後の事業計画をいかに立てていくのかと思うと、限られた人材で復興事業もやりながら、そして現場の事業も、災害復旧もやっているということで、頭が下がるところでございます。この辺の見直しをして、そして今後の具体的な対策、事業費だとか事業量なり、それから財源の確保見通しとかも含めて、どういうふうな取り組みをお考えなのかお伺いします。

○高橋河川課総括課長 流木とか堆積土砂除去の対策の事業費の確保なのですが、毎年度維持管理費というのを確保しており、必要な予算は確保したいと考えております。あとは特に土砂の撤去ですと、砂利業者に御協力いただいて、スピーディーにやるという方法もありますので、そういうふうな合わせわざで、予算は予算で計画的にやりますし、そして民間の御協力もいただきながら進めたいと考えております。

○白澤勉委員 最後にいたしますけれども、私は県土整備部だけで取り組むのは限界がある部分もあろうかと思って、あえて聞いているところもでございます。9月定例会の決算特別委員会でも、いわての森林づくり県民税との連携について質疑がありましたが、他県では、森林のほうの県民税をこういった河道掘削だとか、流木の除去とか、そういった部分にも充てるというような取り組みをしている場合もございます。農林水産部の事業の取り組みでありますけれども、県土整備部と農林水産部、そこら辺の、財源も限られていることも重々承知しています。ただ、そういった中でハード事業を限られた予算の中でやらなければいけないところはやっぱりあるわけです。あと減災の取り組みということで、流木の除去だとか、こういった部分の取り組みというのも並行して、限られた中でやっていかなければいけないと思いますので、その辺の連携の取り組みに対するお考えをお聞きします。

それから、建設業者についても地域の守り手、支え手であり、担い手の確保のため、この業界はこうやって頑張っているぞと、そして人材も、改めて誇り高き業界だということ

を、県と岩手県建設業協会でも一緒にやっているのは知っているのですが、こういったときだからこそさらにPRすべきだと思います。その辺の御所見といいますか、今後の意気込みを部長なり技監から聞いて終わりたいと思います。

○高橋河川課総括課長 今委員からお話のあった農林水産部との連携というのは、必要だと考えておりますので、今後検討したいと考えております。

○及川県土整備部長 建設業の担い手の確保の件でございます。建設業は災害時に、その復旧になくてはならないもので、非常に社会的存在意義のある業界、産業であると考えておりまして、その建設業界のPRということで、人材確保も含めて、いわて建設業みらいフォーラムというものを1月の下旬に開催しまして、高校生、大学生へ建設業の魅力についてお知らせして、建設業の担い手になっていただくべく取り組んでいきたいということでございます。いわて建設業みらいフォーラムの開催につきましては、マスコミを通じてテレビ等でPRして、フォーラムの宣伝とともに建設業の魅力を伝えるように取り組んでいきたいと考えております。

○軽石義則委員 これらの対策について、本当に御尽力いただいていること、感謝を申し上げたいと思います。

2点のうち1点は、この台風第10号は、これまでも議論の中でも東日本大震災津波からの復興途上における災害であって、通常の台風災害の対応とは違うのだということを訴えてきたと思いますし、私たちも国に対して、その旨、いろいろ市町村からの要望を受けまして、お願いをしてきた経過もあります。今回の災害査定も途上だということでございますけれども、従来の災害対応と違う、復興途上における台風災害だという認識を持って国が対応していただいているのかどうかという部分、現状をお聞きしたいと思います。

○檜山砂防災害課総括課長 今回の台風災害について、委員のおっしゃるとおり、かなり大規模な災害ということで、災害査定につきましても発災当時から国のほうでの緊急調査とか、いろいろな技術者支援とか、そういった形で通常よりも支援をいただいております。

それから、災害査定の手続の中で、机上査定の額を上げたりとか、ある程度査定がスムーズに、かつ進捗が図れるように、国のほうでも一月ぐらい早目に手続等をやっていたいただいております。いろいろな要望を行った中で、国のほうでもそういった形で示していただいていると感じております。

○軽石義則委員 そういうことであれば、さらにそれを進めていただくように連携をとっていただきたいと思います。知事から、国に対していろいろな各種要望も出されていると思いますけれども、それらについてはしっかりと国のほうから応えていただいているという認識でよろしいでしょうか。

○及川県土整備部長 発災以降これまで、知事を初めとして、さまざま要望を行ってきてございます。公共土木施設等に関する部分につきましては、災害査定の簡素化でありますとか、そういうところについてはきちんと国のほうで要望に応えていただいていると思っておりますし、その他、予算への特段の御配慮とか、そういうお願いもしているわけです。

けれども、そういうことについても改良復旧事業の採択等、御配慮いただいていると考えております。

○**軽石義則委員** そのようにきちんと応えていただいているとすれば、さらに進めていただくように取り組みをお願いしたいと思います。先ほど工期や、受注した後の業者のほうの対応能力などのお話もありましたけれども、工期は、通常の災害対策の工期がこれには示されているものなのか、それとも復興途上において災害対策も進める上で配慮された工期、いわゆる事業期間がここには示されているものか、教えていただければと思います。

○**檜山砂防災害課総括課長** 災害復旧事業の工期というお話ですけれども、委員御承知のとおり、災害につきましては発災から3カ年ということで、平成28、29、30年の3年度が原則になっております。そういった中で、まだ査定の途中ではありますけれども、いずれ認識としますと、かなり数が多いということで、これから本復旧の発注工事とか、そういう状況を見ながら、その辺の工程、工期等についても、いろいろ情報収集しながら努めてまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員** これからということですので、対応能力を含めて業界とも意見交換をしているということではありますが、業界との意見交換の中で、工期の問題とか、適応能力の問題とか、課題等出されているのであれば教えていただきたいと思います。

○**大久保技術企画指導課長** 岩手県建設業協会と台風第10号の対応について今まで2回ほど意見交換をしております。被災しました各支部の支部長からも意見を寄せていただいたのですが、工期については、まだ議論には上っておりません。どちらかといいますと、数の多い工事をどのように発注するのかとか、あと地域固有の課題について、どういうふうに臨んだらいいかというもののアドバイスを受けているような状況であります。

○**軽石義則委員** これから具体的な設計にも入っていくと思いますので、仕事そのものの量や、やり方については議論するのも大事ですけれども、国全体で働き方改革等も含めて議論しているところでございますので、そうすると、作業能力と工期の関係というのはかなり重要になってくると思います。それらもぜひしっかりと考慮した上で、今後取り組みを進めていただきたいと思います。それから市町村から復興から復興途上の災害対策ということで、できるだけ負担を軽減してほしいという要望をいただいて、国に対してもそれらについては伝わっていると思うのですが、現状その部分についてはどのような状況になっているのでしょうか。

○**檜山砂防災害課総括課長** 市町村の負担の軽減ということですが、いろいろな形、いろいろな手続の中にあると思います。県の中では、一つ事例で挙げますと、災害査定に係る委託費について、市町村等からも限度額とか補助率を上げてほしいという要望がありました。そのうちの委託に係る限度額につきまして、国のほうから、数字は今はないのですけれども、そういった事業費、費用的な面で、一定率引き上げるといって御回答をいただいているものがあります。

○**軽石義則委員** わかりました。途上でありますから、はっきりしたことはなかなか今お

答えできないところもあると思いますので、今後進める上で、それらは細かい課題かもしれませんが、大事な点も多くあると思いますので、配慮して進めていただくようお願いして終わります。

○中平均委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 ほかになければ、これをもって台風第10号による災害への対応状況について調査を終了いたします。

この際、執行部から、東日本大震災津波対策水門・陸閘等自動閉鎖システムの進捗状況について発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋河川課総括課長 東日本大震災津波対策水門・陸閘等自動閉鎖システムの進捗状況について御説明申し上げます。

資料の2ページ目をお開き願います。水門陸閘自動閉鎖システムの概要についてですが、これまで議会等で御説明してまいりましたとおりですので、割愛いたします。

次に、3ページ目をお開き願います。この図は、システムの概要を詳細に示したものです。詳細な説明は割愛いたします。

次に、4ページ目をお開き願います。自動閉鎖システムの工事の発注状況についてですが、この図に示す発注形態については、これまで御説明してまいりましたとおりです。なお、衛星通信系整備工事につきましては、公募型プロポーザルによる設計施工一括選定方式により発注手続を行い、平成27年11月に契約を行いました。また、安全警報設備等整備工事につきましては、一般的な工事に用いられている総合評価落札方式一般競争入札により発注を進めており、年度内には全ての管内において発注する予定です。

次に、5ページ目をお開き願います。全体工程表ですが、上の表にお示ししますとおり、平成27年度から平成31年度までの工期で進めております。進捗状況についてですが、衛星通信系設備工事については、各種申請、現地調査、機器設計、製作、配置など、各段階において監督職員による審査や承認を行いながら、順調に進捗を図っているところです。

主な内容としましては、平成28年9月には統制局、第二統制局、一部の制御局と子局の機器の製作が完了しております。平成28年11月には、全数試験環境によるプログラム調整の状況を確認しております。全数試験環境とは、統制局、第二統制局、制御局24カ所、子局158カ所、水門、陸閘約220カ所を全て接続した環境を工場内で設定するものです。平成28年12月には、工場において機器の出荷前検査として、全数試験環境によるプログラムの動作確認、9月に製作が完了した機器の性能試験及び機能試験を行っております。また、同月に、統制局となる県庁と第二統制局となる釜石合庁において、衛星を受信するためのパラボラアンテナの設置が完了しております。

次に、6ページ目をお開き願います。契約から現在までの進捗状況についてですが、先ほど御説明しましたとおり、全数試験環境によるプログラム調整の状況の確認は、写真1のとおりです。また、写真2は、統制局となる県庁において、衛星を受信するためのパラ

ボラアンテナの設置が完了した状況となります。

次に、7ページ目をお開き願います。運用開始に向けた今後の対応ですが、自動閉鎖システムは、おおむね平成29年7月の一部運用開始を目指して取り組んでいるところです。一部運用開始に向けた対応としましては、次の2項目を予定しております。項目1の試験運用についてですが、おおむね平成29年4月から約3カ月間の試験運用を予定しております。

次に、項目2の住民広報についてですが、まず一つ目は自動閉鎖という言葉から連想し、住民が不安を感じないように自動閉鎖システムの仕組みを正しく理解してもらうこととしております。二つ目としましては、住民に津波対策施設、防潮堤とか水門の効果や避難の重要性を正しく理解してもらうこととしております。

主な取り組みとしましては、県、市町村の広報紙やテレビ、ラジオ、インターネット、パンフレット、チラシ、住民説明会等の開催による周知啓発などを行ってまいります。以上で説明を終わります。

○中平均委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○神崎浩之委員 それでは、水門陸閘自動閉鎖システムについて何点か質問させていただきます。

まず、2ページの右側の下に子局が158カ所、それから図の下に水門、陸閘が約220カ所、そして米印で158カ所はパラボラアンテナということなのですが、この約220カ所の上の図があるのですけれども、158カ所から除いた部分がパラボラアンテナのついている水門、陸閘経由の水門、陸閘でいいのかということを確認させていただきたい。158カ所と220カ所のこの差なのですけれども、一つのパラボラアンテナから隣の水門、陸閘につながる数も含めた220カ所でいいのかということが一つです。

それから、3ページに、黒枠で囲んである安全警報施設等で別途発注という部分ありますが、次の4ページに安全警報施設ということで、発注時期というのが平成28年度ということなのですけれども、平成28年度もうそろそろ終わりますが、発注状況についてはどうなっているのか、もう全て終わっているのかということを確認させてください。

また、5ページに全体工程表というのがあるのですけれども、あわせて発注状況についてお伺いしたい。

次に、6ページに図があるのですが、結局ハード的には県庁と釜石地区合同庁舎にパラボラアンテナを設置しただけというのか、だけと言うと失礼ですけれども、外部的にはこの二つぐらいなのかということを確認させていただきたいと思います。

それから、7ページに、いよいよ平成29年4月から試験運用ということなのですが、どのあたりをエリアとしてやっていくのか。そして、その上に7月から一部運用開始となっておりますが、これと試験運用のエリアと同じなのかどうなのか、このエリアについてお伺いしたいと思います。

○高橋河川課総括課長 まず、2ページの158カ所と220カ所は、神崎委員おっしゃったと

おりです。

それと、3ページの安全警報施設等の別途発注ということで、この発注状況についてですけれども、北は宮古地区管内、あとは釜石地区管内、大船渡地区管内は発注済みでして、久慈地区管内だけはこれから発注手続をとる予定です。

6ページの機器の製作ですけれども、確かにこの写真を見るとパラボラアンテナが形で見えるのですけれども、工場でさまざまな機器を製作しております。具体的に言うと、子局の受信設備とか、Jアラートの受信、送信の機器とかが製作されておまして、今年度これから、県庁の河川課等にも機器とか順次設置になりまして、4月からの試験運用に向けて進めたいと考えております。

それから、7ページの4月から約3カ月間の試験運用について、これは大船渡市の合足海岸という農地海岸の水門工事で、水門と陸閘がありまして、その2基についてまず試験運用を行いたいと考えておりますし、7月の一部運用では、この合足海岸を含め、今のところ、宮古市の神林海岸と高浜海岸、6カ所ぐらい水門、陸閘を予定しております。そして平成29年度も、順次できた都度、つなげて自動化したいと考えております。

○神崎浩之委員 世界にまだないシステムだというようなことで、私も非常に注目をしているわけです。試験の状況について、昨年11月末か12月末に福島県沖で地震がありまして、90センチメートルとか1.4メートルの津波がありました。あれで津波警報が出たのですけれども、株式会社東芝での試験運用のときにJアラートとつながっていて、その効果があったとか、そういうふうな試験までだったのかどうか、いずれ問題なのは、Jアラートからヒューマンエラーをなくしていくというのが目的だったので、あのときの試験はどうだったのか、もしわかればお伺いしたいということです。

それから、ランニングコストですけれども、1億円とか2億円と言っていたのもあるのですが、今現在でランニングコストは、完成されればどのぐらいと見ているのかお伺いしたいと思います。

○高橋河川課総括課長 11月の津波注意報、津波警報については、受注者でJアラートの受信というのはやっていないと理解しています。Jアラートと工場でのやりとりはしているのですけれども、実際の津波警報、津波注意報の受信というのはやっていないと理解しています。

それから、ランニングコストですけれども、年間220基の自動化については約1億円から2億円ぐらいを予定しております。

○神崎浩之委員 11月末の津波なのですけれども、あの程度の規模で、これは作動するのということですか。実際にあの津波があって、公表されているのは90センチメートルとか1.4メートルとかでしたけれども、場所によっては、その倍ぐらいの津波があったというような報道もあったのですが、その辺あたりもしわかればお願いします。

○高橋河川課総括課長 今神崎委員がおっしゃったとおり、津波注意報以上を感知すると、すぐ自動化になるということになります。

それから、宮城県では注意報から警報に変わったということでしたが、それに関しましても、遠隔でさらにスイッチを押すと閉められることになっていきますし、あとはJアラートからも自動的に警報に変わったという信号が来ますので、どちらでも対応できます。

○**工藤勝博委員** 私も水門陸閘自動閉鎖システムについてお聞きしたいと思います。進捗状況ということで示していただき、ありがとうございます。その中で、残されている安全警報施設の入札は、久慈地区が残っているという話がありました。平成28年度内にも契約になる予定ということですが、そのおこなっている理由というのは何かあるのでしょうか。

○**高橋河川課総括課長** 設計がほかの管内よりもおこなってしまっていて、したがって発注手続もおこなっているということになります。

○**工藤勝博委員** 設計段階で、業者が十分理解していないとか、いろいろなことも伺っていましたが、久慈地区の場合、特段、他の施設との違いというのはあるのですか。その辺はどうなのでしょう。

○**高橋河川課総括課長** 委員からお話があったとおり、業者の理解を当然いただきながら発注手続を進めなければならないということで、それなりに設計をしっかりと固めなければ発注手続までとれませんので、そういうわけで今手続をとっているところです。

○**工藤勝博委員** 平成28年度に契約が完了して、平成29年度から各地区でも始まるということで、平成30年度末には全部運用できるという予定なわけですが、それとあわせて、まだ防潮堤とかの工事もあると思うのですが、それらと連動した中で、平成30年度で完了できる工程となっているかどうか伺います。

○**高橋河川課総括課長** 5ページに防潮堤とか水門の平成31年度までの工程表が載っていますので、今のところ、平成31年度を目指して、完成に向けて取り組みたいと考えております。

○**工藤勝博委員** その目標年度も含めて、先ほど神崎委員からもお話がありましたように、この装置は他に類を見ないすばらしいものだと思いますし、住民の皆さんも期待していると思います。そういう中で、いずれ年度内におこなえないような形で頑張ってもらいたいと思います。特にもおこなっている久慈地区のことも含めて、ぜひお願いします。

○**軽石義則委員** 済みません、1点。プログラムの作動確認ということをやっているのですが、まさにプログラムが正しく動作することが前提で組み立てられていると思うのですが、機械ですので、仮にその機械が誤動作をする、プログラムが異常を、今は世の中、何がつながっているかわかりませんが、侵入されるとか等あるのですが、それらの対策などについては十分されているのでしょうか。

○**高橋河川課総括課長** このシステムにつきましては、Jアラートと、統制局、子局だけのラインですので、ほかからのアクセスというのは今のところ考えられておりません。今委員おっしゃったような事態はないというふうに考えています。

○**軽石義則委員** 監督職員による審査、承認をやっているとのことですが、その専門の方

もいるわけですね。そのことを一つだけ。

○高橋河川課総括課長 沿岸の各広域振興局に電気職の専門職、それと県庁の河川課にも電気職の専門職を配置して、監督を行っているところです。

○中平均委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでございました。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の2月の県内調査についてありますが、お手元に配付いたしております平成28年度県土整備委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加をよろしく願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。